

# 北九州森鷗外記念会規約

当初設定 1982年（昭和57年）1月  
改 正 2000年（平成12年）6月

規定追加 2012年（平成24年）11月  
改 正 2015年（平成27年）6月

北九州森鷗外記念会

《事務所》

北九州市小倉北区鍛冶町一丁目7番2号 森鷗外旧居内  
〒802-0004 TEL・FAX（093）531-1604

# 北九州森鷗外記念会規約

当初制定 1982年(昭和57年)1月 日

改正 2015年(平成27年)6月20日

(名称・目的)

第1条 本会は北九州森鷗外記念会と称し、森鷗外の研究を促進するとともに森鷗外旧居の運営に協力し、もって地域の文化向上に寄与することを目的とする。

(所在地)

第2条 本会の事務所を北九州市小倉北区鍛冶町一丁目7番2号森鷗外旧居内に設ける。

(事業)

第3条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 鷗外と北九州との関係を明らかにするための文献その他の収集。
- ② 講演会、研究会、小倉時代の鷗外の事跡を顕彰するための事業の開催。
- ③ 森鷗外旧居の運営についての協力。
- ④ その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員の種類)

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同し、入会の申込をしたものとし、次の二種類とする。

- ① 正会員 個人のみとする。
  - ② 賛助会員 法人(団体)・個人を問わない。
2. 賛助会員は、会のために財務面のみに支援するため会費納入のみとし、会の運営(役員・総会等)には関与しないものとする。
  3. 賛助会員には、記念行事・講演会への案内、会報の送配付を行う。

(退会)

第5条 会員は次の何れかの事由により退会する。

- ① 口頭または文章等により事務局に退会を届け出たとき。
  - ② 会費を2年度分期日迄納入せず、理事会が退会とみなす決定をしたとき。
  - ③ 特別な事由により理事会が退会を相当とする決定をしたとき。
2. 事務局は退会会員に対し、退会決定後直ちにその旨の通知文書を発信する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名。
  - ② 常任理事 1名。
  - ③ 理事 若干名。
  - ④ 監事 2名。
2. 必要により副会長を置くことができる。
  3. 理事および監事は会員の中から総会において選任する。

(役員相互選)

第 7 条 会長・副会長および常任理事は理事の互選とする。

(役員任期)

第 8 条 役員任期はすべて 3 年とする。但し、重任を妨げない。

補欠で就任したものの任期は前任者の残存期間とする。

(役員任務)

第 9 条 役員任務は次の通りとする。

- ① 会長は本会を代表し会務を総理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- ③ 常任理事は会長・副会長を補佐し、日常の業務を処理する。
- ④ 理事は理事会を構成し、本規約に別段の定めがある事項の他、本会の運営に関して重要事項を審議決議する。
- ⑤ 監事は本会の経理を監査し、総会で監査報告する。
- ⑥ 監事は理事会に出席し意見を述べるができる。

(会議)

第 10 条 本会の会議は総会および理事会とする。

2. 会議は会長が招集し議長となる。
3. 会議は構成員の過半数の出席によって成立する。但し委任状による代理出席を認める。

(総会承認事項)

第 11 条 次の事項は総会に諮って決める。

- ① 決算報告と事業報告および事業計画。
- ② 本規約の変更。
- ③ 第 16 条に定める会費の金額。

(顧問)

第 12 条 本会の前会長を名誉職たる顧問として推戴する。

(事務局)

第 13 条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

2. 事務局は常任理事が統轄する。
3. 事務局の規定は理事会の議を経て別に決める。

(会計)

第 14 条 本会を運営するための資金は会員の納入する会費を基本とし、その他、寄付金および雑収入をもって充当する。

(会計の区別)

第 15 条 本会の会計は、会費・例年一般的な収支に関する「一般会計」と、特別寄付金・特別行事収支・出版収支等に関する「特別会計」とに区別して管理する。

2. 一般会計と特別会計の区別および両会計間の繰入等は、理事会で定める。

(会 費)

第 16 条 会員はすべて期日までに年会費を納入しなければならない。

2. 正会員の年会費の額は毎年年度始めの総会で決定する。
3. 賛助会員の賛助会費の額は、一口 10,000 円とする。
4. 一旦納入された会費は返戻しないものとする。

(事業年度)

第 17 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの一ヵ年とする。

(決 算)

第 18 条 本会の決算は毎年 3 月 31 日に行なう。

2. 決算は収支、債権債務および財産の状況を明らかにするものとする。

(細 則)

第 19 条 本規約の施行に必要な細則は理事会に諮って定める。

(解 散)

第 20 条 本会の解散は総会に諮って決める。

(精 算 人)

第 21 条 本会を解散したときは、会長は直ちに精算人を選任して清算を行わせる。

付 則 この規約は、昭和 57 年 1 月 日より施行する。

付 則 改正規約は、平成 12 年 6 月 20 日より施行する。

付 則 改正規約は、平成 27 年 6 月 20 日より施行する。